

第2章 ガイドラインの目的と使用方法

◆目的

本ガイドラインは、わが国小児の慢性機能性便秘症に対して治療を行う医師に、客観的かつ公正な情報を効率よく提供する手段として作成された。適切な使用により、患児およびその養育者が可及的速やかに苦痛から解放されることが目的である。

◆使用法

本ガイドラインは、小児慢性機能性便秘症を診療する医師が、臨床上の意思決定に利用することを前提としている。

対象疾患は小児の慢性機能性便秘症に限定されており、一過性便秘や器質的原因による便秘は対象としていない。また、新生児期の便秘は、器質的疾患の鑑別などが必要であり、はじめから専門家への紹介が望まれるため本ガイドラインの対象としていない。

本症は、症状や経過について個人差が大きい疾患であるため、実際の診療においては個々の病状に応じた判断が不可欠である。本ガイドラインは、他のガイドラインと同様、現時点における限られたエビデンスと専門家のコンセンサスをもとに、医師に対して標準的と考えられる情報を提供しようとするものであり、医師の判断を限定するものではないと同時に、個々の診療に責任を負うものではない。また、医学の進歩により情報が古くなることが予想されるため、将来の改訂までは、適宜な **up date** を使用者に依頼せざるえない。